法第２条（用語の定義）建築物

テント工作物

軽易なテント工作物に対する建築物扱いの要否は用途及び構造等によるものとし、次の各号に該当するものは原則として建築物として扱わない。

① テント製の簡易な巻き上げ、軒出し

② 一時的な使用を目的としたキャンプ用テント、運動会用テント等

③ 軽微な温室、軽微なキャスター付きテント

④ 軽微で、かつ、開放性が高く、居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の陳列若しくは保管その他の屋内的用途に供することを目的としないもの